

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年6月24日（金）

午前9時30分開会、午前9時49分閉会

場 所 第4委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
（1）保健福祉部関係
（2）その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委 員	目黒	英一
委 員	矢口	勝雄
委 員	塚原	圭二
委 員	鈴木	一彦
委 員	福田	一夫

欠席委員（1名）

委 員	田子	優奈
-----	----	----

説明のため出席した者（3名）

保健福祉部長	塚本	哲生
社会福祉課長	福原	守
健康増進課長	水田	和広

事務局職員出席者

主 幹	鈴木	優大
-----	----	----

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。資料は、文教厚生委員会、令和4年、6月24日開催をお願いいたします。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の誤支給について執行部より説明願います。

○**福原社会福祉課長** この度は、皆様方に大変御迷惑をお掛けいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。資料1を御覧ください。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の誤支給について御説明申し上げます。まず、経緯でございます。茨城県内の市町村における御支給の報道を受けまして、本市でも調査いたしました。二つの国が同時に課税する二重課税を防ぐ租税条約で、課税を免除される外国人が支給対象外であるにもかかわらず、当該世帯に対して給付金の支給要件確認書を誤送付し、申請をいただいた21世帯に対して支給をしてしまったものでございます。つづいて、対象者及び給付額でございます。対象者は、技能実習生21世帯になります。内訳といたしましては、タイ国籍の方が15世帯、中国籍の方が6世帯となります。誤支給額につきましては、1世帯当たり10万円ということですので、210万円となります。送付件数でございます。今回、全体送付件数が1万6,288で、うち誤送付をしてしまった件数が113通でございます。原因でございますが、委託業者により提出された住民税非課税世帯のデータから、本市課税課が保管しております租税条例強制非課税者の引き抜き作業の漏れによりまして、誤送付が生じてしまいました。今後の対応についてでございますが、誤支給者に対しまして、お詫びと制度の説明を行い、給付金の返還を依頼するものでございます。返還状況につきましてですが、まず21世帯の内訳でございます。まず、市内居住者が15世帯、県外転出者が2世帯、出国者が4世帯となっております。市内居住者の15名につきましては、本人及び所属会社さんに謝罪と説明を行いまして、3世帯より全額の返還をいただいております。また、3世帯からは、分納の誓約をいただいているところでございます。県外転出者の2世帯につきましては、現在返還依頼文を作成中でございます。出国者4世帯につきましては、今後の対応につきまして弁護士と現在相談中でございます。なお、返還状況につきましては、9月定例会開始時の文教厚生委員会におきまして、今後の経過について御報告をしてみたいと思っております。次ページをお願いいたします。再発防止についてでございますが、当該事業は令和4年度に新たに開始するものもございまして、当該事業の確認書発送の際におきましては、外国籍の方に対しまして、租税条約強制非課税者の二重チェックを行いまして、適切に対処をしてみたいと思っております。また、審査方法とチェック体制の強化を図りまして、再発防止に努めてまいりたいと思っております。つづきまして、県内他市の誤支給の状況でございます。こちらの誤支給につきましては、茨城県内でも多数出ている状況でございます。まず、結城市が3世帯、桜川市が10世帯、稲敷市が42世帯、筑西

市が5世帯、常陸太田市が7世帯、高萩市が1世帯、日立市が28世帯、阿見町が2世帯。あと、本日の茨城新聞の報道で茨城町が108世帯、境町が34世帯という報道がなされているところでございます。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○鈴木委員 委託業者により抽出された住民税非課税世帯のデータと最初書いているのですけれども、この委託業者というのは茨城計算センターとか、ああいう大きいところでしたか。

○福原社会福祉課長 議員のおっしゃるとおり、茨城計算センターのほうに委託をしております。

○鈴木委員 そうすると、その部分のデータが間違っていたわけではなくて、その部分のデータはしっかりしたものであったという解釈でよろしいでしょうか。

○福原社会福祉課長 こちらは、茨城計算センターさんからいただいた課税データを基に、本来本市、茨城計算センターさんのほうで租税条約のデータをお持ちでないということなので、本市課税課が所有している租税条約対象者のデータをいただきまして、その部分を抜くというような作業を、本課で怠ってしまったということで、このような原因になってしまったというところでございます。

○鈴木委員 租税条約強制非課税者のデータが茨城計算センターのほうにないために、恐らく他市町村でも同じようなミスが発生していると思うのですよね。そうすると、これは事務手続上なのか、何か決まりがあってなのか分からないけれども、租税条約強制非課税者のデータそのものを、計算センターに今後持たせて、引き抜きまでやって各市のほうに戻すようなシステム作りというのは今後できないのだろうか。

○福原社会福祉課長 その件につきましても、茨城計算センターさんに確認をしたところ、既にそういったシステムは課税のデータシステムの中にあるということでございました。そちらにつきましては、本市のほうからその部分も使いたいよということで依頼があれば、いつでも開示できる、使用できるという状況になっているというお話をいただいておりますので、その件につきましては課税課と協議をさせていただいて、今後システムの活用をしていただくようお願いしているところでございます。以上です。

○鈴木委員 是非そのようにお願いしたいと思います。そうすれば、委託業者によって1回チェックして、本市のほうで2回チェックをすれば三重チェックになるので、今後こういうミスが生じないと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○塚原委員 説明はよく分かりました。一つだけ、実際担当者の方はこれを抜かなくてはいけないということを分かっていたのですか。

○福原社会福祉課長 実際、こういった案件につきましては支給できないよという認識はあったところございますが、こちらの事業につきましては早急に対応する時間的な制約もございまして、その部分が漏れてしまったということでございます。

○塚原委員 やっぱ実際に担当をされている方が、それを抜かなくてはいけないということを理解して抜き忘れたということと、全然抜かなくてはいけないことを分かっていたのは全然違うと思うのですよね。ですから、今鈴木委員がおっしゃったよう

な、ダブルチェックというのが一番怖くて、この人が大丈夫だと思って次の人が見て抜けてしまうことが結構あると思うので、システム上ではじけるようなことを、やっぱり今後入れていただきたいなど。話がずれて申し訳ないですけれども、今朝のニュースでもありましたけれども、神戸ではUSBに入れて持ち歩いていて、それを失くしてしまったみたいな、それは論外のはなしですけれども、やはりダブルチェックというのはやったようでやっていないなくてミスというのが結構あると思うので、そののところをもう1度じっくりと検討していただいて、システム的にはじくということを検討していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○**福田委員** 誤送付が113通で、対象者が21世帯ということなのですが、92世帯の方たちには、支給はしなかったということなのですか。

○**福原社会福祉課長** こちらの支給しなかった、申請をしなかった件につきましてですが、こちらは市内の大きな企業さんに従事している方が多数いらっしゃいまして、そちらの件につきましては、会社さん側のほうで租税条約は対象外だという認識がございましたので、そこに勤務している方につきましては、申請が上がっていないというところでございます。以上です。

○**福田委員** 市内居住者15世帯のうち、接触できた方が6世帯ですね。残りの9世帯の方とは未だに接触できないのですか。

○**福原社会福祉課長** 返還の約束をいただいたのが6世帯ということになりますが、残りの9世帯につきましては、所属企業さんのほうにまず説明をさせていただきまして、個人さんとお会いするアポイントメントを今取っておりまして、それが調整つき次第、個人の方とお話をさせていただきまして、具体的な話を詰めていきたいというふうに考えております。

○**目黒委員** 返還状況の2番、3番の県外転出者と出国者。こちらは、支給されてもらって、実際にもらってから出国されたのか、それともそういった事情もよく理解しないまま転出されたのか。これはどうでしょうか。

○**福原社会福祉課長** 県外転出及び出国者につきましては、恐らく認識がなく転出なり出国をした方だと思っております。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 執行部から何かございますか。

○**水田健康増進課長** 資料2のワクチン接種証明書のコンビニ交付開始について案でございます。現在、新型コロナワクチンの接種証明につきましては、接種した際に交付される接種済証が始めにございまして、その接種済証ではなくて、きちっとした紙の証明書をいただきたいですとか、接種済証を紛失された方に対して、ワクチン対策室のほうで紙の証明書を現在発行してございます。それが二つ目の証明書でございます。また、スマートフォンで取得できるデジタルの証明書も既に対応しているところでございます。今回、四つ目の証明書といたしまして、マイナンバーカードを使用して紙の証明書をコンビニの機械のほうから取れるというものが、今回のコンビニ交付開始というものでご

ざいます。このコンビニ交付につきましては、自治体説明会、国のほうからの自治体説明会が4月の終わりにございました。7月くらいに開始をしたいというところで御案内があつてから、その後は全く情報が我々のほうに届いておらず待っていたところ、一昨日に国からいきなり通知が届きまして、7月下旬から開始したいということで、御案内があつたものでございます。まず、1点目のコンビニでのワクチン接種証明書の交付でございます。これまでも住民票の写しですとか、各課税データの証明書について、コンビニで交付しておりましたが、その制度にワクチン接種も乗っかるようなかたちで、この業務、事業をスタートするものでございます。2点目、接種証明書のコンビニ交付が利用可能な事業者ということで、国から御案内されているのが、今現在5か所ほどの事業者がありまして、この付近で事業を行っている事業者としては、アのセブンイレブン・ジャパンとイのセイコーマートとなります。順次、これから拡大をしていくという国からの御案内でございます。3番の開始時期につきましては、令和4年7月下旬となっておりまして、明確な日にちについてはまだ示されていないところでございます。交付時間につきましては、現在運用しておりますコンビニ交付と同じ午前6時30分から午後11時までとなっております。5番の発行料につきましては、国のほうから120円という数値が、今回の通知で御案内があつたところでございます。これは、現在コンビニ交付を実施しておりますほかの証明書、コンビニで運用するに当たって、おおむね117円掛かっているということから、120円という数字が出てきているのかなと推察されるところでございます。なお、現在ワクチン対策室で出している証明書につきましては、国の補助金が該当しておりますので、引き続き無料での対応となっているものでございます。2ページ目をお願いいたします。6番想定されるワクチン証明書のコンビニ交付のニーズでございますが、現在交付しているワクチン対策室が閉庁している時などに証明書が求められた場合に、利用可能となるものと考えてございます。7番のその他でございます。令和5年度以降のコンビニ交付につきましては、現在は未定となっております。この内容について、詳細がまた国のほうから知らされ次第、情報提供をさせていただきたいと考えてございます。コンビニ交付につきましては、以上でございます。つづきまして、資料3をお願いいたします。7月上旬号の広報紙の発行に合わせて、ワクチン接種情報ナンバー17を、市民の方に御案内していこうと考えているものでございます。内容としましては、1番目、市内の医療機関で武田社ワクチン、ノババックスが接種できる医療機関が確定いたしましたので、御案内を差し上げるものでございます。なお、ノババックスにつきましては、御案内のとおり18歳以上の方を対象に、1・2回目、それから3回目の接種で利用可能となっているものでございます。1・2回目でファイザーなどほかのワクチンを打った方でも、3回目で交互接種してノババックスのワクチンを使用することができます。現在、ノババックスにつきましては、3回目までの活用となっておりまして、4回目につきましては、利用することができない状況でございます。その下の図でございます。1回目と2回目の接種間隔につきましては、ファイザーと同じ3週間。2回目と3回目の間隔につきましては、ほかのワクチンとは違って1か月長い6か月経過後となるものです。接種できる医療機関につきましては、以

下の表のとおり 6 医療機関のほうで御協力いただけるということとなっております。つづきまして、2 点目の 4 回目接種の申込方法でございます。既に 5 か月を経過した方につきましては、60 歳以上の方に全て、対象となる方には申請不要でお送りをさせていただいているところでございます。また、18 歳から 59 歳の方について、3 回目接種から 5 か月を経過した方に、接種券を交付してまいりますが、この方については最初にハガキを送らせていただいて、申請のあった方に対し、接種券を送付してまいりたいと考えております。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。時間切れでございます、御説明ありがとうございます。この二つの件は、委員の皆さんから質問があった場合には、個別にご対応いただければと思います。以上で、文教厚生委員会を閉会いたします。